

福祉サービスの範囲（社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業）

福祉サービスの範囲については、社会福祉法に位置づけられている社会福祉事業が対象となるため、以下の事業が想定されます。

第1種社会福祉事業

- ・救護施設
- ・更正施設
- ・その他の生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
- ・生計困難者に対する助葬事業
- ・乳児院
- ・母子生活支援施設
- ・児童養護施設
- ・障害児入所施設
- ・情緒障害時短期治療施設
- ・児童自立支援施設
- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・障害者支援施設を経営する事業
- ・婦人保護施設を経営する事業
- ・授産施設を経営する事業
- ・生活福祉資金貸付事業

第2種社会福祉事業

- ・障害児通所支援事業
- ・障害児相談支援事業
- ・児童自立生活援助事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・助産施設
- ・保育所
- ・児童厚生施設

- ・児童家庭
- ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ・子育て短期支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・地域子育て当て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・小規模住居型児童養育事業
- ・母子家庭等日常生活支援事業
- ・寡婦日常生活支援事業
- ・母子福祉施設を経営する事業
- ・老人居宅介護等事業(措置及び介護保険法の規定による訪問介護)
- ・老人デイサービス事業(措置及び介護保険法の規定による通所介護)
- ・老人短期入所事業(措置及び介護保険法の規定による短期入所生活介護)
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業
(措置及び介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護)
- ・小規模多機能型居宅介護事業
- ・複合型サービス福祉事業
- ・老人デイサービスセンター
- ・老人短期入所施設
- ・老人福祉センター
- ・老人介護支援センター
- ・障害福祉サービス事業
- ・一般相談支援事業
- ・特定相談支援事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・身体障害者生活訓練等事業
- ・手話通訳事業
- ・介助犬訓練事業
- ・聴導犬訓練事業

- ・身体障害者福祉センター
- ・補装具製作施設
- ・盲導犬訓練施設
- ・視聴覚障害者情報提供施設
- ・身体障害者の更正相談に応ずる事業
- ・知的障害者の更正相談に応ずる事業
- ・生活困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品もしくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- ・生活困難者のための無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又宿泊所その他の施設を利用させる事業
- ・生活困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業
- ・生活困難者に対して、無料又は定額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- ・隣保事業
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・上記の事業に関する連絡又は助成を行う事業

社会福祉法に位置づけられている社会福祉事業以外でも想定される福祉サービスは、以下のとおりです。何かお困りごとや気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業以外で想定される福祉サービス

- ・有料老人ホーム
- ・老人保健施設
- ・認可外保育施設
- ・共同作業所
- ・非営利有償ホームヘルプ実施団体
- ・緊急一時保護事業
- ・民間事業者による入浴サービス
- ・休養ホーム
- ・食事サービス
- ・移送サービス
- ・その他(高齢者共同住宅、高齢者専用賃貸住宅、通所リハビリテーション、医療関係のデイケア)